

## 財団法人やまぐち農林振興公社寄附行為

(昭和41年5月1日)

改正	昭和47年5月1日	昭和59年10月16日	平成11年4月1日	平成19年4月1日
	昭和49年6月1日	平成2年3月29日	平成16年4月1日	平成19年7月9日
	昭和50年6月1日	平成11年1月26日	平成18年4月1日	平成20年4月1日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、財団法人やまぐち農林振興公社という。

(事務所)

**第2条** この法人は、事務所を山口県山口市葵二丁目5番69号に置く。

(目的)

**第3条** この法人は、山口県において、農業経営基盤の強化促進並びに農林水産業の担い手の確保育成及び農山漁村への定住の促進並びに森林の整備及び緑化の推進等の事業を行うことにより、農林水産業の持続的かつ健全な発展並びに農地及び森林の有する多面的機能の発揮を図り、もって農山漁村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農地保有合理化事業
- (2) 農林業構造の改善に資するための事業
- (3) 農地保有の合理化に関する事業の実施に必要な資金の供給事業
- (4) 農地保有の合理化に関する事業の実施に必要な助成金等の交付事業
- (5) 就農及び就業促進のための推進体制整備に関する事業
- (6) 就農及び就業希望者に関する情報の収集及び発信並びに就農及び就業相談活動（無料の職業紹介事業を含む。）に関する事業
- (7) 新規就農者の経営安定のための支援活動に関する事業
- (8) 就農支援資金の貸付けに関する事業
- (9) 青年農業者等が共同して行う研究及び交流活動の支援に関する事業
- (10) 農山漁村地域等への定住促進に関する事業
- (10の2) 経営構造対策推進事業
- (11) 造林又は育林及び伐採に関する事業
- (12) 森林施業の受託に関する事業
- (13) 緑の募金の推進及び緑の募金による森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力に関する事業
- (14) 緑の基金及び緑と水の森林基金による助成に関する事業
- (15) 森林の整備、緑化の推進等に関する普及啓発及び調査研究に関する事業
- (16) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業の実施について必要な事項は、この寄附行為に定めるもののほか、別に定めるところによる。

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

**第5条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 賛助会費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

**第6条** この法人の資産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本財産
  - (2) 運用財産
  - (3) 農地保有合理化促進事業強化基金及び農地保有合理化促進事業推進拡充基金（以下「強化基金」という。）
  - (4) 緑の基金
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 強化基金は、第4条第1項第1号に掲げる事業に係る基金で、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 強化基金の造成に充てることを指定して山口県から交付された補助金
  - (2) 強化基金の造成に充てることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において強化基金に繰り入れることを議決した財産
- 4 緑の基金は、第4条第1項第14号に掲げる事業に係る基金で、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 緑の基金の造成に充てることを指定して寄附された資金
  - (2) 理事会において緑の基金に繰り入れることを議決した財産
- 5 運用財産は、基本財産並びに強化基金及び緑の基金（以下「基金」という。）以外の資産とする。

(基本財産及び基金の処分の制限)

**第7条** 基本財産及び緑の基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、山口県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 強化基金は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(資産の管理)

**第8条** 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産及び基金のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信

託（投資信託を除く。）し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

（基金運用益の処分制限）

**第9条** 基金の運用益は、当該基金に係る業務のために必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 毎年度末において、前項の運用益に余剰が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を当該基金に繰り入れ、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

（強化基金の返還）

**第10条** 強化基金のうち、第6条第3項第1号の規定により交付された補助金については、知事からその全部、又は一部について返還の請求があったときは、これを返還しなければならない。

（経費の支弁）

**第11条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業年度）

**第12条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

**第13条** この法人の事業計画及び予算は、その事業年度の開始前に理事会の議決を経、かつ、知事の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の場合において、緑の募金に係る部分については、あらかじめ、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第7条第1項の規定に基づく運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（長期借入金）

**第14条** この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、理事会の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

（事業報告及び決算）

**第15条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後監事の監査を経て、その事業年度の終了の日から2か月以内に理事会の承認を受け、かつ、知事の承認を受けなければならない。この場合において、緑の募金に係る部分については、監事の監査を受ける前に、運営協議会の意見を聴かななければならない。

2 運用財産の一部を基本財産及び基金に繰り入れようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

（区分経理）

**第16条** 農地保有合理化事業に係る経理、就農支援資金の貸付けに係る経理及び緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

### 第3章 役員等

（役員の種類及び選任）

**第17条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち理事長1人、副理事長1人、専務理事1人を置き、必要に応じ常務理事3人以内を置くことができる。

3 理事及び監事は、知事が任命する。

- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから知事が任命する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 理事の選任に当たっては、親族その他特別な関係にある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

**第18条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長とともに事故があるときは、理事長の職務を代理する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 6 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。
- 7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(役員任期)

**第19条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、必要な職務を行わなければならない。

(役員解任)

**第20条** 役員が次の各号の一に該当するときは、知事は、理事会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

**第21条** この法人に、顧問及び参与若干人を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の総合的運営に関し、理事長の要請に応じて意見を述べるすることができる。
- 4 参与は、この法人の業務の運営に関し、必要な助言を行うことができる。

(報酬等)

**第22条** 役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

**第23条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第24条** 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

**第25条** 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要があると認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

**第26条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の場合にあっては、請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により、あらかじめ理事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には書面によることを要しない。

(理事会の議事)

**第27条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。
- 4 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は書面をもって他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項につき特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席理事2人が署名押印しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 理事長は、軽易な事項又は緊急を要する事項については、書面により賛否を求めることにより、理事会の議決にかえることができる。

## 第5章 賛助会員

(賛助会員)

**第28条** この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 運営協議会等

(運営協議会等)

**第29条** この法人は、業務を円滑に推進するため、運営協議会等を設置することができる。

2 運営協議会等の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第30条** この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。この場合において、緑の募金に係る部分については、あらかじめ、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

**第31条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の許可があったときに解散する。

2 この法人が解散するとき存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、知事の許可を得て、山口県又はこの法人と類似の目的を持つ公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

**第32条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第9章 雑則

(その他)

**第33条** この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、山口県知事の設立の許可があった日から施行する。

(事業年度の特例)

2 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日から昭和42年3月31日までとする。

(設立当初の役員)

3 公社の設立当初の役員の任期は、第18条の規定にかかわらず、理事長が定める。

附 則 (昭和47年5月1日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 昭和47年5月1日)

附 則 (昭和49年6月1日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 昭和49年6月1日)

附 則 (昭和50年6月1日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 昭和50年6月1日)

附 則 (昭和59年10月16日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 昭和59年10月16日)

附 則 (平成2年3月29日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 平成2年3月29日)

附 則 (平成11年1月26日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 平成11年1月26日)

附 則 (平成11年3月23日)

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(認可年月日 平成11年3月23日)

(経過措置)

2 この法人の平成11年度の事業計画及び予算のうち、緑の募金に係る部分についての第11条第2項の規定による運営協議会の意見の聴取は、財団法人山口県緑化推進財団寄附行為第12条に規定する運営協議会の意見を聴くことにより行うものとする。

附 則 (平成16年2月23日)

(施行期日)

この寄附行為は、山口県知事の認可があった日から施行する。

(認可年月日 平成16年2月23日)

附 則 (平成16年3月26日)

(施行期日)

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

(認可年月日 平成16年3月26日)

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(認可年月日 平成18年3月30日)

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(認可年月日 平成19年3月31日)

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成19年7月9日から施行する。

(認可年月日 平成19年6月15日)

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

(認可年月日 平成20年3月31日)